

議案第39号

港区立認定こども園条例及び港区保育の実施に関する条例の 一部を改正する条例について

給食費の保護者負担を軽減するため、港区立認定こども園条例及び港区保育の実施に関する条例の一部を改正します。

1 改正理由

これまでも区は、国の子ども・子育て支援新制度や幼児教育・保育の無償化の開始にあわせて、独自に認可保育園等に在籍する子どもについて、2人目以降の子どもの給食費（3～5歳児）及び給食費を含む保育料（0～2歳児）を無料とし、保護者の経済的負担の軽減を図るなど、積極的に子育て支援策の充実に取り組んできました。そのような中、本年3月に示された国の「子ども・子育て政策の強化について（試案）」に盛り込まれた「子ども・子育て支援加速化プラン」では、「すべてのこどもの育ちを支える経済的支援の基盤の強化」に優先的に取り組むこととされました。

区はこうした国の動きを捉え、保護者が安心して子育てできるよう、国や東京都に先駆けて更なる経済的負担の軽減に取り組むこととします。

2 改正内容

3～5歳児について、第1子にも給食費無料の対象を拡げ、0～2歳児については、所得階層に応じた給食費相当額を減額するため、第1子の保育料を改定します。

- (1) 3～5歳児について、D1階層（当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が57,700円以上の世帯に限る。）からD30階層までの階層に属する世帯から徴収している給食費（月額5,000円）の規定を削除します。
- (2) 0～2歳児について、C1階層からD30階層までの各保育料から一律で5.2%（児童1人当たりの公定価格に占める食材料費の割合）を減額します。

3 施行期日

令和5年9月1日

港区立認定こども園条例新旧対照表(第一条関係)

改正案	現行
<p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下「法」という。)第三条第一項の規定に基づく認定こども園の認定を受けた保育所として、小学校就学前の子ども(第六条第四項各号及び第八条第五項各号を除き、以下「子ども」という。)に対する保育及び保護者に対する子育て支援を総合的に提供し、子どもの健やかな育成を図るため、港区立認定こども園(以下「認定こども園」という。)の設置及び管理運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(中略)</p> <p>(基本保育の実施)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下「法」という。)第三条第一項の規定に基づく認定こども園の認定を受けた保育所として、小学校就学前の子ども(第六条第五項各号及び第八条第五項各号を除き、以下「子ども」という。)に対する保育及び保護者に対する子育て支援を総合的に提供し、子どもの健やかな育成を図るため、港区立認定こども園(以下「認定こども園」という。)の設置及び管理運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(中略)</p> <p>(基本保育の実施)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 区長は、基本保育を実施した子ども(子ども・子育て支援法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに限る。)について、当該</p>

4 前項の規定にかかわらず、次に掲げる子どもに係る基本保育料は、無料とする。

一 (略)

二 当年度分(四月分から八月分までの基本保育料にあつては、前年度分)の区市町村民税のうち所得割課税額(別表第一備考三及び別表第二備考三に規定する所得割課税額をいう。)が七万七千一百円未満である生計を一にするひとり親世帯等(世帯員のいずれかが子ども・子育て支援法施行規則(平成二十六年内閣府令第四十四号)第二十二号各号に掲げる者である世帯をいう。第八条第五項第二号において同じ。)に属する全ての小学校就学前の子ども(前号に該当する場合を除く。)

5 基本保育を実施した子どもに対する食事の提供に要する費用は、無料とする。

(延長保育の実施)

第七条 (略)

2・3 (略)

4 区長は、前項の規定により延長保育の利用の承認を受けた保護者から、別表第三に定める費用(以下「延長保育料」という。)を徴収する。

(幼児教育の実施)

子どもの扶養義務者から、別表第三に定める給食費(以下「基本保育に係る給食費」という。)を徴収する。

5 前二項の規定にかかわらず、次に掲げる子どもに係る基本保育料及び基本保育に係る給食費は、無料とする。

一 (略)

二 当年度分(四月分から八月分までの基本保育料及び基本保育に係る給食費にあつては、前年度分)の区市町村民税のうち所得割課税額(別表第一備考三及び別表第二備考三に規定する所得割課税額をいう。)が七万七千一百円未満である生計を一にするひとり親世帯等(世帯員のいずれかが子ども・子育て支援法施行規則(平成二十六年内閣府令第四十四号)第二十二号各号に掲げる者である世帯をいう。第八条第五項第二号において同じ。)に属する全ての小学校就学前の子ども(前号に該当する場合を除く。)

(延長保育の実施)

第七条 (略)

2・3 (略)

4 区長は、前項の規定により延長保育の利用の承認を受けた保護者から、別表第四に定める費用(以下「延長保育料」という。)を徴収する。

(幼児教育の実施)

<p>第八条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>4 区長は、前項の規定により幼児教育の利用の承認を受けた保護者から、別表第四に定める幼児教育に要する費用（以下「幼児教育保育料」という。）を徴収する。</p>	<p>5 前項の規定にかかわらず、次に掲げる子どもに係る幼児教育保育料は、無料とする。</p>	<p>一 (略)</p>	<p>二 当年度分(四月分から八月分までの幼児教育保育料にあつては、前年度分)の区市町村民税のうち所得割課税額(別表第四備考二に規定する所得割課税額をいう。)が七万七千一百円未満である生計を一にするひとり親世帯等に属する全ての小学校就学前の子ども(前号に該当する場合を除く。)</p>	<p>6 (略)</p> <p>7 幼児教育を実施した子どもに対する食事の提供に要する費用は、無料とする。</p>	<p>(預かり保育の実施)</p> <p>第九条 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>	<p>4 区長は、前項の規定により預かり保育の利用の承認を受けた保護者から、別表第四に定める預かり保育に要する費用及び給食費(以</p>
<p>第八条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>4 区長は、前項の規定により幼児教育の利用の承認を受けた保護者から、別表第五に定める幼児教育に要する費用及び給食費(以下「幼児教育保育料」という。)を徴収する。</p>	<p>5 前項の規定にかかわらず、次に掲げる子どもに係る幼児教育保育料は、無料とする。</p>	<p>一 (略)</p>	<p>二 当年度分(四月分から八月分までの幼児教育保育料にあつては、前年度分)の区市町村民税のうち所得割課税額(別表第五備考二に規定する所得割課税額をいう。)が七万七千一百円未満である生計を一にするひとり親世帯等に属する全ての小学校就学前の子ども(前号に該当する場合を除く。)</p>	<p>6 (略)</p>	<p>(預かり保育の実施)</p> <p>第九条 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>	<p>4 区長は、前項の規定により預かり保育の利用の承認を受けた保護者から、別表第六に定める預かり保育に要する費用及び給食費(以</p>

下「預かり保育料」という。）を徴収する。

(中略)

(一時保育の実施)

第十二条 (略)

2・3 (略)

4 区長は、前項の規定により一時保育の利用の承認を受けた保護者から、別表第五に定める一時保育に要する費用(以下「一時保育料」という。)を徴収する。

(基本保育料等の納付等)

第十三条 扶養義務者又は保護者は、基本保育料、延長保育料、幼児教育保育料、預かり保育料及び一時保育料(以下「基本保育料等」という。)を、区規則で定めるところにより、納付しなければならない。

2 (略)

(中略)

別表第一 (別紙のとおり)

別表第二 (別紙のとおり)

下「預かり保育料」という。)を徴収する。

(中略)

(一時保育の実施)

第十二条 (略)

2・3 (略)

4 区長は、前項の規定により一時保育の利用の承認を受けた保護者から、別表第七に定める一時保育に要する費用(以下「一時保育料」という。)を徴収する。

(基本保育料等の納付等)

第十三条 扶養義務者又は保護者は、基本保育料、基本保育に係る給食費、延長保育料、幼児教育保育料、預かり保育料及び一時保育料(以下「基本保育料等」という。)を、区規則で定めるところにより、納付しなければならない。

2 (略)

(中略)

別表第一 (別紙のとおり)

別表第二 (別紙のとおり)

別表第三
(略)

別表第四
(別紙のとおり)

別表第五
(略)

付則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年九月一日から施行する。

(港区立認定こども園条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第一条の規定による改正後の港区立認定こども園条例(以下「改正後の条例」という。)第六条第五項、第八条第七項、第十三条第一項、別表第一、別表第二及び別表第四の規定は、この条例の施行の日以後の基本保育(改正後の条例第三条第一号に規定する基本保育をいう。以下同じ。)及び幼児教育(改正後の条例第三条第三号に規定する幼児教育をいう。以下同じ。)の実施について適用し、同日前の基本保育及び幼児教育の実施については、なお従前の例による。

(港区保育の実施に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 第二条の規定による改正後の港区保育の実施に関する条例第三条

別表第三
(別紙のとおり)

別表第四
(略)

別表第五
(別紙のとおり)

別表第六
(別紙のとおり)

別表第七
(略)

の二、第四条の二から第六条まで及び別表第一から別表第三までの規定は、この条例の施行の日以後の保育の実施について適用し、同日前の保育の実施については、なお従前の例による。

(改正案)

別表第1 基本保育料（保育必要量が1日当たり11時間まで）（第6条関係）

各月初日の在籍子どもの属する世帯の階層区分		徴収月額（子ども単位）	
階層区分	定 義	3 歳 未 満 児 の 場 合	3 歳 以 上 児 の 場 合
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）による支援給付を含む。以下同じ。）を受けている者の属する世帯	円 0	円 0
B	A階層を除き当年度分の区市町村民税非課税世帯	0	0
C	1 当年度分の区市町村民税のうち均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）	<u>1,800</u>	0
	2 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円未満である世帯	<u>2,200</u>	0
	3 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円以上50,000円未満である世帯	<u>2,700</u>	0
A階層を除き当年度分の区市町村民	1 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が50,000円以上97,000円未満である世帯	<u>6,500</u>	0
	2 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が97,000円以上120,000円未満である世帯	<u>11,200</u>	0
	3 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が120,000円以上140,000円未満である世帯	<u>13,100</u>	0
	4 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が140,000円以上160,000円未満である世帯	<u>16,000</u>	0
	5 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が160,000円以上180,000円未満である世帯	<u>19,800</u>	0
	6 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が180,000円以上200,000円未満である世帯	<u>22,100</u>	0
	7 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が200,000円以上220,000円未満である世帯	<u>24,500</u>	0
	8 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が220,000円以上240,000円未満である世帯	<u>26,900</u>	0
	9 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が240,000円以上260,000円未満である世帯	<u>28,800</u>	0
	10 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が260,000円以上280,000円未満である世帯	<u>30,700</u>	0
	11 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が280,000円以上300,000円未満である世帯	<u>33,000</u>	0
	12 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が300,000円以上320,000円未満である世帯	<u>35,900</u>	0
	13 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が320,000円以上340,000円未満である世帯	<u>40,100</u>	0
	14 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が340,000円以上360,000円未満である世帯	<u>43,000</u>	0

D	15	税が課税となる世帯	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が360,000円以上380,000円未満である世帯	<u>45,800</u>	0
	16		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が380,000円以上400,000円未満である世帯	<u>48,200</u>	0
	17		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が400,000円以上430,000円未満である世帯	<u>50,600</u>	0
	18		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が430,000円以上460,000円未満である世帯	<u>53,400</u>	0
	19		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が460,000円以上490,000円未満である世帯	<u>56,300</u>	0
	20		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が490,000円以上520,000円未満である世帯	<u>59,100</u>	0
	21		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が520,000円以上560,000円未満である世帯	<u>61,900</u>	0
	22		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が560,000円以上600,000円未満である世帯	<u>64,800</u>	0
	23		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が600,000円以上650,000円未満である世帯	<u>67,600</u>	0
	24		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が650,000円以上700,000円未満である世帯	<u>70,500</u>	0
	25		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が700,000円以上800,000円未満である世帯	<u>73,300</u>	0
	26		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が800,000円以上900,000円未満である世帯	<u>76,200</u>	0
	27		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が900,000円以上1,000,000円未満である世帯	<u>78,100</u>	0
	28		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が1,000,000円以上1,100,000円未満である世帯	<u>80,000</u>	0
29	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が1,100,000円以上1,200,000円未満である世帯	<u>81,900</u>	0		
30	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が1,200,000円以上である世帯	<u>83,800</u>	0		

備考

- 1 3歳未満児として入所した子どもについては、当該年度中は同一年齢とみなしてこの表を適用する。
- 2 この表において「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。
- 3 この表において「所得割課税額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。ただし、当該所得割の額を計算する場合には、区規則で定めるところにより、同法の規定を適用する。
- 4 4月分から8月分までの保育料におけるこの表の適用については、同表中「当年度分」とあるのは、「前年度分」と読み替えるものとする。

(現 行)

別表第1 基本保育料（保育必要量が1日当たり11時間まで）（第6条関係）

各月初日の在籍子どもの属する世帯の階層区分		徴収月額（子ども単位）	
階層区分	定 義	3 歳 未 満 児 の 場 合	3 歳 以 上 児 の 場 合
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）による支援給付を含む。以下同じ。）を受けている者の属する世帯	円 0	円 0
B	A階層を除き当年度分の区市町村民税非課税世帯	0	0
C	1 当年度分の区市町村民税のうち均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）	<u>1,900</u>	0
	2 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円未満である世帯	<u>2,400</u>	0
	3 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円以上50,000円未満である世帯	<u>2,900</u>	0
A階層を除き当年度分の区市町村民	1 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が50,000円以上97,000円未満である世帯	<u>6,900</u>	0
	2 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が97,000円以上120,000円未満である世帯	<u>11,900</u>	0
	3 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が120,000円以上140,000円未満である世帯	<u>13,900</u>	0
	4 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が140,000円以上160,000円未満である世帯	<u>16,900</u>	0
	5 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が160,000円以上180,000円未満である世帯	<u>20,900</u>	0
	6 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が180,000円以上200,000円未満である世帯	<u>23,400</u>	0
	7 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が200,000円以上220,000円未満である世帯	<u>25,900</u>	0
	8 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が220,000円以上240,000円未満である世帯	<u>28,400</u>	0
	9 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が240,000円以上260,000円未満である世帯	<u>30,400</u>	0
	10 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が260,000円以上280,000円未満である世帯	<u>32,400</u>	0
	11 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が280,000円以上300,000円未満である世帯	<u>34,900</u>	0
	12 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が300,000円以上320,000円未満である世帯	<u>37,900</u>	0
	13 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が320,000円以上340,000円未満である世帯	<u>42,400</u>	0
	14 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が340,000円以上360,000円未満である世帯	<u>45,400</u>	0

D	15	税が課税となる世帯	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が360,000円以上380,000円未満である世帯	<u>48,400</u>	0
	16		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が380,000円以上400,000円未満である世帯	<u>50,900</u>	0
	17		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が400,000円以上430,000円未満である世帯	<u>53,400</u>	0
	18		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が430,000円以上460,000円未満である世帯	<u>56,400</u>	0
	19		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が460,000円以上490,000円未満である世帯	<u>59,400</u>	0
	20		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が490,000円以上520,000円未満である世帯	<u>62,400</u>	0
	21		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が520,000円以上560,000円未満である世帯	<u>65,400</u>	0
	22		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が560,000円以上600,000円未満である世帯	<u>68,400</u>	0
	23		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が600,000円以上650,000円未満である世帯	<u>71,400</u>	0
	24		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が650,000円以上700,000円未満である世帯	<u>74,400</u>	0
	25		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が700,000円以上800,000円未満である世帯	<u>77,400</u>	0
	26		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が800,000円以上900,000円未満である世帯	<u>80,400</u>	0
	27		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が900,000円以上1,000,000円未満である世帯	<u>82,400</u>	0
	28		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が1,000,000円以上1,100,000円未満である世帯	<u>84,400</u>	0
29	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が1,100,000円以上1,200,000円未満である世帯	<u>86,400</u>	0		
30	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が1,200,000円以上である世帯	<u>88,400</u>	0		

備考

- 1 3歳未満児として入所した子どもについては、当該年度中は同一年齢とみなしてこの表を適用する。
- 2 この表において「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。
- 3 この表において「所得割課税額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。ただし、当該所得割の額を計算する場合には、区規則で定めるところにより、同法の規定を適用する。
- 4 4月分から8月分までの保育料におけるこの表の適用については、同表中「当年度分」とあるのは、「前年度分」と読み替えるものとする。

(改正案)

別表第2 基本保育料（保育必要量が1日当たり8時間まで）（第6条関係）

各月初日の在籍子どもの属する世帯の階層区分		徴収月額（子ども単位）		
階層区分	定 義	3 歳 未 満 児 の 場 合	3 歳 以 上 児 の 場 合	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者の属する世帯	円 0	円 0	
B	A階層を除き当年度分の区市町村民税非課税世帯	0	0	
C	1 当年度分の区市町村民税のうち均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）	<u>1,700</u>	0	
	2 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円未満である世帯	<u>2,100</u>	0	
	3 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円以上50,000円未満である世帯	<u>2,600</u>	0	
C	1 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が50,000円以上97,000円未満である世帯	<u>6,300</u>	0	
	2 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が97,000円以上120,000円未満である世帯	<u>11,000</u>	0	
	3 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が120,000円以上140,000円未満である世帯	<u>12,800</u>	0	
	4 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が140,000円以上160,000円未満である世帯	<u>15,700</u>	0	
	5 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が160,000円以上180,000円未満である世帯	<u>19,400</u>	0	
	6 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が180,000円以上200,000円未満である世帯	<u>21,700</u>	0	
	7 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が200,000円以上220,000円未満である世帯	<u>24,000</u>	0	
	8 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が220,000円以上240,000円未満である世帯	<u>26,400</u>	0	
	9 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が240,000円以上260,000円未満である世帯	<u>28,300</u>	0	
	10 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が260,000円以上280,000円未満である世帯	<u>30,100</u>	0	
	11 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が280,000円以上300,000円未満である世帯	<u>32,400</u>	0	
	12 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が300,000円以上320,000円未満である世帯	<u>35,200</u>	0	
	13 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が320,000円以上340,000円未満である世帯	<u>39,400</u>	0	
	14 A階層を除き当年度分の区市町村民税が課税となる世帯	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が340,000円以上360,000円未満である世帯	<u>42,200</u>	0
	15 当年度分の区市町村民税が課税となる世帯	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が360,000円以上380,000円未満である世帯	<u>45,000</u>	0

D	16	帯	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が380,000円以上400,000円未満である世帯	<u>47,300</u>	0
	17		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が400,000円以上430,000円未満である世帯	<u>49,700</u>	0
	18		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が430,000円以上460,000円未満である世帯	<u>52,400</u>	0
	19		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が460,000円以上490,000円未満である世帯	<u>55,300</u>	0
	20		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が490,000円以上520,000円未満である世帯	<u>58,000</u>	0
	21		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が520,000円以上560,000円未満である世帯	<u>60,800</u>	0
	22		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が560,000円以上600,000円未満である世帯	<u>63,600</u>	0
	23		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が600,000円以上650,000円未満である世帯	<u>66,400</u>	0
	24		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が650,000円以上700,000円未満である世帯	<u>69,300</u>	0
	25		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が700,000円以上800,000円未満である世帯	<u>72,000</u>	0
	26		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が800,000円以上900,000円未満である世帯	<u>74,900</u>	0
	27		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が900,000円以上1,000,000円未満である世帯	<u>76,700</u>	0
	28		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が1,000,000円以上1,100,000円未満である世帯	<u>78,600</u>	0
	29		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が1,100,000円以上1,200,000円未満である世帯	<u>80,500</u>	0
30	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が1,200,000円以上である世帯	<u>82,300</u>	0		

備考

- 1 3歳未満児として入所した子どもについては、当該年度中は同一年齢とみなしてこの表を適用する。
- 2 この表において「均等割」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。
- 3 この表において「所得割課税額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。
ただし、当該所得割の額を計算する場合には、区規則で定めるところにより、同法の規定を適用する。
- 4 4月分から8月分までの保育料におけるこの表の適用については、同表中「当年度分」とあるのは、「前年度分」と読み替えるものとする。

(現 行)

別表第2 基本保育料（保育必要量が1日当たり8時間まで）（第6条関係）

階層区分		各月初日の在籍子どもの属する世帯の階層区分	定 義	徴収月額（子ども単位）	
				3 歳 未 満 児 の 場 合	3 歳 以 上 児 の 場 合
A		生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者の属する世帯		円 0	円 0
B		A階層を除き当年度分の区市町村民税非課税世帯		0	0
C	1	当年度分の区市町村民税のうち均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）		<u>1,800</u>	0
	2	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円未満である世帯		<u>2,300</u>	0
	3	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円以上50,000円未満である世帯		<u>2,800</u>	0
	1	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が50,000円以上97,000円未満である世帯		<u>6,700</u>	0
	2	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が97,000円以上120,000円未満である世帯		<u>11,600</u>	0
	3	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が120,000円以上140,000円未満である世帯		<u>13,600</u>	0
	4	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が140,000円以上160,000円未満である世帯		<u>16,600</u>	0
	5	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が160,000円以上180,000円未満である世帯		<u>20,500</u>	0
	6	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が180,000円以上200,000円未満である世帯		<u>23,000</u>	0
	7	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が200,000円以上220,000円未満である世帯		<u>25,400</u>	0
	8	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が220,000円以上240,000円未満である世帯		<u>27,900</u>	0
	9	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が240,000円以上260,000円未満である世帯		<u>29,800</u>	0
	10	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が260,000円以上280,000円未満である世帯		<u>31,800</u>	0
	11	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が280,000円以上300,000円未満である世帯		<u>34,300</u>	0
	12	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が300,000円以上320,000円未満である世帯		<u>37,200</u>	0
	13	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が320,000円以上340,000円未満である世帯		<u>41,600</u>	0
	14	A階層を除き当年度分の区市町村民税が課税となる世帯	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が340,000円以上360,000円未満である世帯	<u>44,600</u>	0
	15		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が360,000円以上380,000円未満である世帯	<u>47,500</u>	0

D	16	帯	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が380,000円以上400,000円未満である世帯	<u>50,000</u>	0
	17		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が400,000円以上430,000円未満である世帯	<u>52,400</u>	0
	18		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が430,000円以上460,000円未満である世帯	<u>55,400</u>	0
	19		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が460,000円以上490,000円未満である世帯	<u>58,300</u>	0
	20		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が490,000円以上520,000円未満である世帯	<u>61,300</u>	0
	21		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が520,000円以上560,000円未満である世帯	<u>64,200</u>	0
	22		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が560,000円以上600,000円未満である世帯	<u>67,200</u>	0
	23		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が600,000円以上650,000円未満である世帯	<u>70,100</u>	0
	24		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が650,000円以上700,000円未満である世帯	<u>73,100</u>	0
	25		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が700,000円以上800,000円未満である世帯	<u>76,000</u>	0
	26		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が800,000円以上900,000円未満である世帯	<u>79,000</u>	0
	27		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が900,000円以上1,000,000円未満である世帯	<u>80,900</u>	0
	28		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が1,000,000円以上1,100,000円未満である世帯	<u>82,900</u>	0
	29		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が1,100,000円以上1,200,000円未満である世帯	<u>84,900</u>	0
30		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が1,200,000円以上である世帯	<u>86,800</u>	0	

備考

- 1 3歳未満児として入所した子どもについては、当該年度中は同一年齢とみなしてこの表を適用する。
- 2 この表において「均等割」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。
- 3 この表において「所得割課税額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。ただし、当該所得割の額を計算する場合には、区規則で定めるところにより、同法の規定を適用する。
- 4 4月分から8月分までの保育料におけるこの表の適用については、同表中「当年度分」とあるのは、「前年度分」と読み替えるものとする。

(現 行)

別表第3 基本保育に係る給食費 (第6条関係)

階 層 区 分	徴収月額 (子ども単位)
A階層、B階層、C階層及びD1階層(当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が57,700円未満の世帯に限る。)に属する世帯	0円
D1階層(当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が57,700円以上の世帯に限る。)からD30階層までの階層に属する世帯	5,000円

備考 この表において「階層区分」とは、別表第1及び別表第2における階層区分をいう。

別表第4 (第8条、第9条関係)

各月初日の在籍子どもの属する世帯の階層区分		徴収月額 (子ども単位)	徴収日額 (子ども単位)		
階層 区分	定 義	幼児教育に 要する費用	預かり保育に 要する費用	給食費 (8月のみ)	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者の属する世帯	円 0	円 0	円 0	
B	A階層を除き当年度分の区市町村民税非課税世帯及び当年度分の区市町村民税のうち均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）	0	0	0	
C	A階層を除き当年度分の区市町村民税の所得割が課税となる世帯	1 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円以下である世帯	0	800	250
		2 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円を超え10,000円以下である世帯	0	800	250
		3 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が10,000円を超え77,100円以下である世帯	0	800	250
		4 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が77,100円を超え211,200円以下である世帯	0	800	250
		5 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が211,200円を超える世帯	0	800	250

備考

- この表において「均等割」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。
- この表において「所得割課税額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。ただし、当該所得割の額を計算する場合には、区規則で定めるところにより、同法の規定を適用する。
- 4月分から8月分までの保育料におけるこの表の適用については、同表中「当年度分」とあるのは、「前年度分」と読み替えるものとする。

別表第5 幼児教育保育料（第8条関係）

各月初日の在籍子どもの属する世帯の階層区分		徴収月額（子ども単位）		
階層区分	定 義	幼児教育に要する費用	給食費	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者の属する世帯	円 0	円 0	
B	A階層を除き当年度分の区市町村民税非課税世帯及び当年度分の区市町村民税のうち均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）	0	0	
C	1	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円以下である世帯	0	0
	2	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円を超え10,000円以下である世帯	0	0
	3	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が10,000円を超え77,100円以下である世帯	0	0
	4	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が77,100円を超え211,200円以下である世帯	0	5,000 8月分のみ0
	5	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が211,200円を超える世帯	0	5,000 8月分のみ0

備考

- この表において「均等割」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。
- この表において「所得割課税額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。ただし、当該所得割の額を計算する場合には、区規則で定めるところにより、同法の規定を適用する。
- 4月分から8月分までの保育料におけるこの表の適用については、同表中「当年度分」とあるのは、「前年度分」と読み替えるものとする。

(現 行)

別表第6 預かり保育料 (第9条関係)

階 層 区 分	徴収日額 (子ども単位)	
	預かり保育に 要する費用	給食費 (8月のみ)
A階層及びB階層に属する世帯	0円	0円
C階層に属する世帯	800円	250円

備考 この表において「階層区分」とは、別表第5における階層区分をいう。

港区保育の実施に関する条例新旧対照表（第二条関係）

改正案

現行

（前略）

（前略）

（給食費）

（給食費の徴収）

第三条の二 区立保育園（港区立保育園条例（平成二十三年港区条例第十二号）第二条で定める保育園をいう。以下同じ。）において、第二条による保育の実施を行った場合における児童に対する食事の提供に要する費用は、無料とする。

第三条の二 区長は、区立保育園（港区立保育園条例（平成二十三年港区条例第十二号）第二条で定める保育園をいう。以下同じ。）において、第二条による保育の実施を行ったときは、当該児童（子ども・子育て支援法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに限る。）の扶養義務者から、食事の提供に要する費用（以下「給食費」という。）の額を徴収する。

（中略）

（中略）

（給食費の額の決定）

第四条の二 第三条の二の規定により徴収する給食費の額は、別表第三に定める額とする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第二項各号に掲げる児童に係る給食費は、無料とする。

（延長保育の実施）

（延長保育の実施）

第四条の二 （略）

第四条の三 （略）

2・3 (略)

4 区長は、前項の規定により延長保育の利用の承認を受けた保護者から、別表第三に定める額を延長保育料として徴収する。

(一時保育の実施)

第四条の三 (略)

(休日保育の実施)

第四条の四 (略)

(年末保育の実施)

第四条の五 (略)

(基本保育料の額の通知)

第五条 区長は、第四条の規定により徴収する基本保育料の額を決定したとき、又はその額を変更したときは、扶養義務者又は保護者に通知しなければならない。

(納期限)

第六条 扶養義務者又は保護者は、第四条から第四条の三までの規定により決定された基本保育料、延長保育料及び一時保育料(以下「基本保育料等」という。)を指定された納期限までに納付しなければならない。

(中略)

別表第一 (別紙のとおり)

2・3 (略)

4 区長は、前項の規定により延長保育の利用の承認を受けた保護者から、別表第四に定める額を延長保育料として徴収する。

(一時保育の実施)

第四条の四 (略)

(休日保育の実施)

第四条の五 (略)

(年末保育の実施)

第四条の六 (略)

(基本保育料及び給食費の額の通知)

第五条 区長は、第四条及び第四条の二の規定により徴収する基本保育料及び給食費の額を決定したとき、又はその額を変更したときは、扶養義務者又は保護者に通知しなければならない。

(納期限)

第六条 扶養義務者又は保護者は、第四条から第四条の四までの規定により決定された基本保育料、給食費、延長保育料及び一時保育料(以下「基本保育料等」という。)を指定された納期限までに納付しなければならない。

(中略)

別表第一 (別紙のとおり)

別表第二 (別紙のとおり)

別表第三 (別紙のとおり)

付則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年九月一日から施行する。

(港区立認定こども園条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第一条の規定による改正後の港区立認定こども園条例(以下「改正後の条例」という。)第六条第五項、第八条第七項、第十三条第一項、別表第一、別表第二及び別表第四の規定は、この条例の施行の日以後の基本保育(改正後の条例第三条第一号に規定する基本保育をいう。以下同じ。)及び幼児教育(改正後の条例第三条第三号に規定する幼児教育をいう。以下同じ。)の実施について適用し、同日前の基本保育及び幼児教育の実施については、なお従前の例による。

(港区保育の実施に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 第二条の規定による改正後の港区保育の実施に関する条例第三条の二、第四条の二から第六条まで及び別表第一から別表第三までの規定は、この条例の施行の日以後の保育の実施について適用し、同日前の保育の実施については、なお従前の例による。

別表第二 (別紙のとおり)

別表第三 (別紙のとおり)

別表第四 (別紙のとおり)

(改正案)

別表第1 基本保育料（保育必要量が1日当たり11時間まで）（第4条関係）

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		徴収月額（児童単位）		
階層区分	定義	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合	
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）による支援給付を含む。以下同じ。）を受けている者の属する世帯	0	0	
B	A階層を除き当年度分の区市町村民税非課税世帯	0	0	
C	1	当年度分の区市町村民税のうち均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）	<u>1,800</u>	0
	2	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円未満である世帯	<u>2,200</u>	0
	3	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円以上50,000円未満である世帯	<u>2,700</u>	0
A階層を除き当年度分の区市町村民	1	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が50,000円以上97,000円未満である世帯	<u>6,500</u>	0
	2	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が97,000円以上120,000円未満である世帯	<u>11,200</u>	0
	3	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が120,000円以上140,000円未満である世帯	<u>13,100</u>	0
	4	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が140,000円以上160,000円未満である世帯	<u>16,000</u>	0
	5	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が160,000円以上180,000円未満である世帯	<u>19,800</u>	0
	6	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が180,000円以上200,000円未満である世帯	<u>22,100</u>	0
	7	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が200,000円以上220,000円未満である世帯	<u>24,500</u>	0
	8	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が220,000円以上240,000円未満である世帯	<u>26,900</u>	0
	9	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が240,000円以上260,000円未満である世帯	<u>28,800</u>	0
	10	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が260,000円以上280,000円未満である世帯	<u>30,700</u>	0
	11	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が280,000円以上300,000円未満である世帯	<u>33,000</u>	0
	12	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が300,000円以上320,000円未満である世帯	<u>35,900</u>	0
	13	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が320,000円以上340,000円未満である世帯	<u>40,100</u>	0
	14	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が340,000円以上360,000円未満である世帯	<u>43,000</u>	0

D	15	税が課税となる世帯	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が360,000円以上380,000円未満である世帯	<u>45,800</u>	0
	16		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が380,000円以上400,000円未満である世帯	<u>48,200</u>	0
	17		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が400,000円以上430,000円未満である世帯	<u>50,600</u>	0
	18		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が430,000円以上460,000円未満である世帯	<u>53,400</u>	0
	19		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が460,000円以上490,000円未満である世帯	<u>56,300</u>	0
	20		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が490,000円以上520,000円未満である世帯	<u>59,100</u>	0
	21		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が520,000円以上560,000円未満である世帯	<u>61,900</u>	0
	22		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が560,000円以上600,000円未満である世帯	<u>64,800</u>	0
	23		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が600,000円以上650,000円未満である世帯	<u>67,600</u>	0
	24		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が650,000円以上700,000円未満である世帯	<u>70,500</u>	0
	25		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が700,000円以上800,000円未満である世帯	<u>73,300</u>	0
	26		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が800,000円以上900,000円未満である世帯	<u>76,200</u>	0
	27		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が900,000円以上1,000,000円未満である世帯	<u>78,100</u>	0
	28		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が1,000,000円以上1,100,000円未満である世帯	<u>80,000</u>	0
29	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が1,100,000円以上1,200,000円未満である世帯	<u>81,900</u>	0		
30	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が1,200,000円以上である世帯	<u>83,800</u>	0		

備考

- 1 3歳未満児として入所した児童については、当該年度中は同一年齢とみなしてこの表を適用する。
- 2 この表において「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。
- 3 この表において「所得割課税額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。ただし、当該所得割の額を計算する場合には、区規則で定めるところにより、同法の規定を適用する。
- 4 4月分から8月分までの保育料におけるこの表の適用については、同表中「当年度分」とあるのは、「前年度分」と読み替えるものとする。

(現 行)

別表第1 基本保育料（保育必要量が1日当たり11時間まで）（第4条関係）

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		徴収月額（児童単位）		
階層区分	定 義	3 歳 未 満 児 の 場 合	3 歳 以 上 児 の 場 合	
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）による支援給付を含む。以下同じ。）を受けている者の属する世帯	円 0	円 0	
B	A階層を除き当年度分の区市町村民税非課税世帯	0	0	
C	1	当年度分の区市町村民税のうち均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）	<u>1,900</u>	0
	2	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円未満である世帯	<u>2,400</u>	0
	3	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円以上50,000円未満である世帯	<u>2,900</u>	0
A階層を除き当年度分の区市町村民	1	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が50,000円以上97,000円未満である世帯	<u>6,900</u>	0
	2	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が97,000円以上120,000円未満である世帯	<u>11,900</u>	0
	3	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が120,000円以上140,000円未満である世帯	<u>13,900</u>	0
	4	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が140,000円以上160,000円未満である世帯	<u>16,900</u>	0
	5	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が160,000円以上180,000円未満である世帯	<u>20,900</u>	0
	6	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が180,000円以上200,000円未満である世帯	<u>23,400</u>	0
	7	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が200,000円以上220,000円未満である世帯	<u>25,900</u>	0
	8	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が220,000円以上240,000円未満である世帯	<u>28,400</u>	0
	9	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が240,000円以上260,000円未満である世帯	<u>30,400</u>	0
	10	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が260,000円以上280,000円未満である世帯	<u>32,400</u>	0
	11	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が280,000円以上300,000円未満である世帯	<u>34,900</u>	0
	12	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が300,000円以上320,000円未満である世帯	<u>37,900</u>	0
	13	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が320,000円以上340,000円未満である世帯	<u>42,400</u>	0
	14	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が340,000円以上360,000円未満である世帯	<u>45,400</u>	0

D	15	税が課税となる世帯	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が360,000円以上380,000円未満である世帯	<u>48,400</u>	0
	16		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が380,000円以上400,000円未満である世帯	<u>50,900</u>	0
	17		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が400,000円以上430,000円未満である世帯	<u>53,400</u>	0
	18		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が430,000円以上460,000円未満である世帯	<u>56,400</u>	0
	19		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が460,000円以上490,000円未満である世帯	<u>59,400</u>	0
	20		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が490,000円以上520,000円未満である世帯	<u>62,400</u>	0
	21		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が520,000円以上560,000円未満である世帯	<u>65,400</u>	0
	22		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が560,000円以上600,000円未満である世帯	<u>68,400</u>	0
	23		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が600,000円以上650,000円未満である世帯	<u>71,400</u>	0
	24		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が650,000円以上700,000円未満である世帯	<u>74,400</u>	0
	25		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が700,000円以上800,000円未満である世帯	<u>77,400</u>	0
	26		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が800,000円以上900,000円未満である世帯	<u>80,400</u>	0
	27		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が900,000円以上1,000,000円未満である世帯	<u>82,400</u>	0
	28		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が1,000,000円以上1,100,000円未満である世帯	<u>84,400</u>	0
29	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が1,100,000円以上1,200,000円未満である世帯	<u>86,400</u>	0		
30	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が1,200,000円以上である世帯	<u>88,400</u>	0		

備考

- 1 3歳未満児として入所した児童については、当該年度中は同一年齢とみなしてこの表を適用する。
- 2 この表において「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。
- 3 この表において「所得割課税額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。ただし、当該所得割の額を計算する場合には、区規則で定めるところにより、同法の規定を適用する。
- 4 4月分から8月分までの保育料におけるこの表の適用については、同表中「当年度分」とあるのは、「前年度分」と読み替えるものとする。

別表第2 基本保育料（保育必要量が1日当たり8時間まで）（第4条関係）

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		徴収月額（児童単位）		
階層区分	定 義	3 歳 未 満 児 の 場 合	3 歳 以 上 児 の 場 合	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者の属する世帯	円 0	円 0	
B	A階層を除き当年度分の区市町村民税非課税世帯	0	0	
C	1	当年度分の区市町村民税のうち均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）	<u>1,700</u>	0
	2	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円未満である世帯	<u>2,100</u>	0
	3	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円以上50,000円未満である世帯	<u>2,600</u>	0
	1	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が50,000円以上97,000円未満である世帯	<u>6,300</u>	0
	2	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が97,000円以上120,000円未満である世帯	<u>11,000</u>	0
	3	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が120,000円以上140,000円未満である世帯	<u>12,800</u>	0
	4	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が140,000円以上160,000円未満である世帯	<u>15,700</u>	0
	5	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が160,000円以上180,000円未満である世帯	<u>19,400</u>	0
	6	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が180,000円以上200,000円未満である世帯	<u>21,700</u>	0
	7	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が200,000円以上220,000円未満である世帯	<u>24,000</u>	0
	8	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が220,000円以上240,000円未満である世帯	<u>26,400</u>	0
	9	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が240,000円以上260,000円未満である世帯	<u>28,300</u>	0
	10	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が260,000円以上280,000円未満である世帯	<u>30,100</u>	0
	11	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が280,000円以上300,000円未満である世帯	<u>32,400</u>	0
	12	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が300,000円以上320,000円未満である世帯	<u>35,200</u>	0
	13	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が320,000円以上340,000円未満である世帯	<u>39,400</u>	0
14	A階層を除き当年度分の区市町村民税が課税となる世帯	<u>42,200</u>	0	
15	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が360,000円以上380,000円未満である世帯	<u>45,000</u>	0	

D	16	帯	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が380,000円以上400,000円未満である世帯	<u>47,300</u>	0
	17		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が400,000円以上430,000円未満である世帯	<u>49,700</u>	0
	18		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が430,000円以上460,000円未満である世帯	<u>52,400</u>	0
	19		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が460,000円以上490,000円未満である世帯	<u>55,300</u>	0
	20		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が490,000円以上520,000円未満である世帯	<u>58,000</u>	0
	21		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が520,000円以上560,000円未満である世帯	<u>60,800</u>	0
	22		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が560,000円以上600,000円未満である世帯	<u>63,600</u>	0
	23		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が600,000円以上650,000円未満である世帯	<u>66,400</u>	0
	24		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が650,000円以上700,000円未満である世帯	<u>69,300</u>	0
	25		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が700,000円以上800,000円未満である世帯	<u>72,000</u>	0
	26		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が800,000円以上900,000円未満である世帯	<u>74,900</u>	0
	27		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が900,000円以上1,000,000円未満である世帯	<u>76,700</u>	0
	28		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が1,000,000円以上1,100,000円未満である世帯	<u>78,600</u>	0
	29		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が1,100,000円以上1,200,000円未満である世帯	<u>80,500</u>	0
30		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が1,200,000円以上である世帯	<u>82,300</u>	0	

備考

- 1 3歳未満児として入所した児童については、当該年度中は同一年齢とみなしてこの表を適用する。
- 2 この表において「均等割」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。
- 3 この表において「所得割課税額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。ただし、当該所得割の額を計算する場合には、区規則で定めるところにより、同法の規定を適用する。
- 4 4月分から8月分までの保育料におけるこの表の適用については、同表中「当年度分」とあるのは、「前年度分」と読み替えるものとする。

別表第2 基本保育料（保育必要量が1日当たり8時間まで）（第4条関係）

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		徴収月額（児童単位）		
階層区分	定 義	3 歳 未 満 児 の 場 合	3 歳 以 上 児 の 場 合	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者の属する世帯	円 0	円 0	
B	A階層を除き当年度分の区市町村民税非課税世帯	0	0	
C	1	当年度分の区市町村民税のうち均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）	<u>1,800</u>	0
	2	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円未満である世帯	<u>2,300</u>	0
	3	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円以上50,000円未満である世帯	<u>2,800</u>	0
	1	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が50,000円以上97,000円未満である世帯	<u>6,700</u>	0
	2	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が97,000円以上120,000円未満である世帯	<u>11,600</u>	0
	3	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が120,000円以上140,000円未満である世帯	<u>13,600</u>	0
	4	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が140,000円以上160,000円未満である世帯	<u>16,600</u>	0
	5	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が160,000円以上180,000円未満である世帯	<u>20,500</u>	0
	6	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が180,000円以上200,000円未満である世帯	<u>23,000</u>	0
	7	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が200,000円以上220,000円未満である世帯	<u>25,400</u>	0
	8	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が220,000円以上240,000円未満である世帯	<u>27,900</u>	0
	9	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が240,000円以上260,000円未満である世帯	<u>29,800</u>	0
	10	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が260,000円以上280,000円未満である世帯	<u>31,800</u>	0
	11	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が280,000円以上300,000円未満である世帯	<u>34,300</u>	0
	12	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が300,000円以上320,000円未満である世帯	<u>37,200</u>	0
13	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が320,000円以上340,000円未満である世帯	<u>41,600</u>	0	
14	A階層を除き当年度分の区市町村民税が課税となる世帯	<u>44,600</u>	0	
15	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が360,000円以上380,000円未満である世帯	<u>47,500</u>	0	

D	16	帯	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が380,000円以上400,000円未満である世帯	<u>50,000</u>	0
	17		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が400,000円以上430,000円未満である世帯	<u>52,400</u>	0
	18		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が430,000円以上460,000円未満である世帯	<u>55,400</u>	0
	19		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が460,000円以上490,000円未満である世帯	<u>58,300</u>	0
	20		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が490,000円以上520,000円未満である世帯	<u>61,300</u>	0
	21		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が520,000円以上560,000円未満である世帯	<u>64,200</u>	0
	22		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が560,000円以上600,000円未満である世帯	<u>67,200</u>	0
	23		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が600,000円以上650,000円未満である世帯	<u>70,100</u>	0
	24		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が650,000円以上700,000円未満である世帯	<u>73,100</u>	0
	25		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が700,000円以上800,000円未満である世帯	<u>76,000</u>	0
	26		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が800,000円以上900,000円未満である世帯	<u>79,000</u>	0
	27		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が900,000円以上1,000,000円未満である世帯	<u>80,900</u>	0
	28		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が1,000,000円以上1,100,000円未満である世帯	<u>82,900</u>	0
	29		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が1,100,000円以上1,200,000円未満である世帯	<u>84,900</u>	0
30		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が1,200,000円以上である世帯	<u>86,800</u>	0	

備考

- 1 3歳未満児として入所した児童については、当該年度中は同一年齢とみなしてこの表を適用する。
- 2 この表において「均等割」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。
- 3 この表において「所得割課税額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。ただし、当該所得割の額を計算する場合には、区規則で定めるところにより、同法の規定を適用する。
- 4 4月分から8月分までの保育料におけるこの表の適用については、同表中「当年度分」とあるのは、「前年度分」と読み替えるものとする。

(現 行)

別表第3 給食費 (第4条の2関係)

階 層 区 分	徴収月額 (児童単位)
A階層、B階層、C階層及びD1階層 (当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が57,700円未満の世帯に限る。) に属する世帯	0円
D1階層 (当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が57,700円以上の世帯に限る。) からD30階層までの階層に属する世帯	5,000円

備考 この表において「階層区分」とは、別表第1及び別表第2における階層区分をいう。

(改正案)

別表第3 延長保育料（第4条の2関係）

階層区分	利用区分			
	午前7時15分から 午後7時15分まで		午後7時15分から 午後10時まで	
	1時間当たり (児童単位)	1月当たりの上限 (児童単位)	1時間当たり (児童単位)	1月当たりの上限 (児童単位)
A階層及び B階層に属 する世帯	0円	0円	200円	2,000円
C階層及び D1階層か らD6階層 までの階層 に属する世 帯	200円	2,000円	400円	4,000円
D7階層か らD30階 層までの階 層に属する 世帯	400円	4,000円	600円	6,000円

備考

- 1 この表において「階層区分」とは、別表第1及び別表第2における階層区分をいう。
- 2 1時間に満たない端数は、これを1時間とする。
- 3 延長保育を利用する月の各利用区分における1時間当たりの合計額が、各階層区分に応じた1月当たりの上限の額を超えるときは、当該1月当たりの上限の額とする。

(現 行)

別表第4 延長保育料（第4条の3関係）

階層区分	利 用 区 分			
	午前7時15分から 午後7時15分まで		午後7時15分から 午後10時まで	
	1時間当たり (児童単位)	1月当たりの上限 (児童単位)	1時間当たり (児童単位)	1月当たりの上限 (児童単位)
A階層及び B階層に属 する世帯	0円	0円	200円	2,000円
C階層及び D1階層か らD6階層 までの階層 に属する世 帯	200円	2,000円	400円	4,000円
D7階層か らD30階 層までの階 層に属する 世帯	400円	4,000円	600円	6,000円

備考

- 1 この表において「階層区分」とは、別表第1及び別表第2における階層区分をいう。
- 2 1時間に満たない端数は、これを1時間とする。
- 3 延長保育を利用する月の各利用区分における1時間当たりの合計額が、各階層区分に応じた1月当たりの上限の額を超えるときは、当該1月当たりの上限の額とする。